

# 新富町障がい者物価高騰対策緊急支援給付金 (5千円/1名)のご案内

食料品価格の物価高騰等の影響を受けている障がいのある方を支援するため、国の重点支援地方交付金を使用し 1人につき5千円 の支援給付金を交付します。

## ◇交付対象者

令和8年1月1日現在、新富町の住民基本台帳に記録されており下記の手帳を所持している方

- ・身体障害者手帳の交付を受けており基準日時点において再認定日が到来していない方
- ・療育手帳の交付を受けており基準日時点において再判定日が到来していない方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており基準日において有効期間内である方

※高齢者に対する支援において支援給付金を受給される方は対象外です。

※町民生活支援給付金（1万5千円給付）は総合政策課（33-6012）より別途お知らせします。

## ◇申請期限

令和8年3月6日（金）※必着

## ◇支給手続きの方法

### 1、「支給確認書」が届いた場合（原則手続き不要）

支給確認書が届いた場合、対象者であることを確認いただければ原則として手続きは不要です。給付金は「支給確認書」に記載された金融機関に自動で振り込まれます。（口座に変更などある場合は手続きが必要です。）

### 2、「申請書」が届いた場合（手続きが必要）

対象者であることを確認いただいたのち、申請書に必要事項を記入し、書面またはLINEにて届出をしていただきます。

申請には振込先口座確認書類の写し等が必要になりますので、「申請書」と同封の上、申請してください。

### 3、交付対象者のはずだがお知らせが来ない方

支給対象者のうち、お持ちの手帳の住所が新富町以外の方などの場合「支給確認書」や「申請書」を送付できないことからご自身での申請が必要になります。

※申請内容の結果次第で該当しない場合もあります。